

**2023年03月改訂(第3版)

医療機器届出番号: 23B1X10001C09012

*2017年10月改訂(第2版、新記載要領に基づく改訂)

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用アブレイブ研削器具 (70901000)

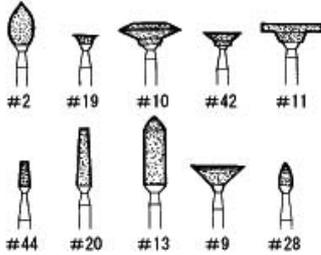
カーボランダムポイント

**【形状・構造及び原理等】

1)成分

- *①軸部 鉄
- ②作業部 炭化けい素

2)研磨部形状



3)研磨部寸法

単位: mm

形態	直径	長さ
#2	6.5	10.0
#19	5.0	1.8
#10	12.5	3.0
#42	7.0	2.5
#11	13.0	2.0
#44	2.5	6.0
#20	4.0	12.0
#13	5.0	17.0
#9	12.5	5.0
#28	3.0	6.3

*4)最大回転数 30,000rpm

【使用目的又は効果】

本材は、炭化けい素製の作業部をもつ技工用研削材である。本材はポイント形状を有する。

【使用方法等】

歯科用駆動装置及びハンドピース又は歯科技工用回転機器に装着し、回転させて、断続的に被研削物に押し付けて研削を行う。

【使用上の注意】

1)使用上の注意

- ①本材をハンドピース(タービン)等の器具に取り付ける際は、メーカーの指示に従ってシャンクを確実に奥まで挿入し、半チャックでないことを確認すること。
- ②使用前に予備回転を行い振れがないことを確認すること。
- ③指定の回転数を超えて使用しないこと。
- ④本材を用いて歯科技工物を研削する際には、粉塵による人体への影響を避けるために、保護めがね、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- ⑤無理な角度、過度圧力での使用は避けること。
- ⑥損傷、変形(キズ、曲がり、汚染、バリ、割れ)等のあるものは使用しないこと。
- ⑦本材使用前、使用中に不具合が生じた場合は、使用を中止すること。

2)重要な基本的注意

- ①本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状のある術者は、手袋などを用いて直接本材に触れないこと。
- ②本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた場合は、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 : 山八歯材工業株式会社
電話番号 : 0533-57-7121
FAX番号 : 0533-57-1764
e-mail : box@yamahachi-dental.co.jp